

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	地域若者サポートステーション事業（地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）	
主管部局・課室	職業能力開発局育成支援課キャリア形成支援室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策目標	2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
個別目標	1	職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>①現状分析 働いてもおらず、教育も訓練も受けていない、いわゆる「ニート」と呼ばれる若年者が2004年には64万人に達しており、このような無業者状態の若年者の増加による若年者の就労問題が将来の我が国経済社会に与える影響は重大であり、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>②問題点 このような若年者は、職業意識が欠如しているだけでなく、協調性やコミュニケーション能力といった基本的な能力（人間力）が不足しているものが少なくない。こうした状況に加え、自身のキャリア形成の問題に対する悩みや不安を抱えている者、働くことに自信を失っている者も見受けられる。</p> <p>③問題分析 このような若年者を就労へ導くためには、基本能力等の養成だけに留まらず、職業意識の啓発やメンタルヘルス、さらには社会適応支援を含む包括的な支援が必要となっている。また、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別的行うことや、一度限りの支援に留まらず継続的に行う必要がある。</p> <p>④事業の必要性 これらのことから、地域を主体とした若年者に対する職業的自立支援のためのネットワークを構築し、これを通じた若年者の職業的自立支援の取組を一層促進し、増加し続けるニート等の若年者を就労等へ誘導し、その自立を支援していく必要がある。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>①現状分析 ニート状態の若者（35歳未満）の数は、依然として高水準にある（平成20年64万人）、さらに30代後半の無業者の増加も認められる（平成20年20万人）。少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来に渡って持続可能なものとしていく上でも、このようなニート等の若者の職業的自立を支援していくことが重要である。</p> <p>②問題点 このような若年者は、職業意識や仕事に求められる知識・スキルが欠如しているだけで</p>

なく、協調性やコミュニケーション能力といった基本的な能力（人間力）も不足しているものが少なくない。こうした状況に加え、自身のキャリア形成の問題に対する悩みや不安を抱えている者、働くことに自信を失っている者も見受けられる。

③問題分析

このような若者を職業的自立へ導くためには、基本的な能力等の養成に留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要となっている。また、こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援に留まらず継続的に行う必要がある。

④事業の必要性

これらのことから、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、これを通じた若者の職業的自立支援の取組を一層促進し、依然として高水準にあるニート等の若者を就労等へ誘導し、その自立を支援していく必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 ニート状態の若者（15～34歳）の数（単位：万人）	6.4	6.4	6.2	6.2	6.4
2 30代後半の無業者（35～39歳）の数（単位：万人）	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0

（調査名・資料出所、備考）

指標1及び2は、総務省統計局の「労働力調査」による。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（NPO法人、株式会社、職業訓練法人、中小企業団体等）

(2) 事業の内容（概要）

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し（18年度：全国25か所、19年度：全国50か所、20年度：全国77か所、21年度：全国92か所）、専門的な相談やネットワークを活用した適切な支援機関への誘導など、多様な就労支援メニューを提供する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	319	963	1,350	1,736	2,457
	※ 「H22」については予算概算要求額				

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	政策効果が発現する時期
<p>①アウトカム目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労等への自立意識変化の割合 ・就職（訓練）等の達成数 <p>（説明） 働くことの意義を再認識し、就労等へ向けた自発的行動が開始できることが主眼。</p> <p>②アウトプット目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助件数 ・啓発事業参加者数 <p>（説明） より多くの支援対象者を捕捉し、意識啓発の機会を多く持たせるかが事業の成果となる。</p>	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域若者サポートステーションの利用開始から6か月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合(単位:%) (60%以上/平成20年度) ②就職等進路決定者の割合(単位:%) (30%以上/平成20年度)	—	—	47.6 【79.3%】	51.5 【85.8%】	56.9 (暫定値) 【94.8%】
	—	—	26.2 【87.3%】	26.8 【89.3%】	27.6 (暫定値) 【92.0%】
指標1は、若者自立支援中央センター((財)日本生産性本部)調べによるものであり、平成18年度から開始されたものである。なお、平成20年度の数値は暫定値(平成20年4月~11月の登録者実績)であり、確定値は平成21年11月に公表予定である。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域若者サポートステーションの延べ来所者数 (単位:人) (23万人以上/平成20年度)	—	—	35,179 【140.7%】	144,171 【150.2%】	202,112 【87.9%】
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、若者自立支援中央センター((財)日本生産性本部)調べによるものであり、平成18年度から開始されたものである。					

5. 事前評価の概要

必要性の評価
①行政関与の必要性の有無：有 (理由) 若年者支援は、社会全体で取り組むべき課題であり、若年者の無業者化は社会制度の基盤を揺るがしかねない問題であるため、行政として民間の持つノウハウを活用しつつ、民間の主体的な取組を促すため、国による先進的取組によるモデルを作り上げていくことが必要である。
②国で行う必要性の有無：有 (理由) 若年者支援は地域の実情に応じて、地域資源を活かしつつ個別に行われる必要があるが、ニート等への自立支援は喫緊の課題となっており、国として先鞭をつけるべき事業を展開しモデルとして紹介しつつ、地方の自主的な取組を誘発していく必要がある。
③民営化や外部委託の可否：可 (理由) 本事業は、若年者支援方策に精通し、支援のための各種ノウハウを有した各地域の民間団体に事業委託することとしている。
④緊要性の有無：有 (理由) 我が国の社会基盤を維持していくためには、年々増え続けていくニート等を放置しておくことはできず、最も優先して取り組まなければならないものである。

有効性の評価
<p>①政策効果が発現する経路 ニート等の職業的自立の意識が希薄な若年者に対して数々の啓発機会を付与 → 個々の若年者職業意識の啓発 → 各人の就労へ向けた取組の促進 → ニート等の若年者職業的自立</p> <p>②これまで達成された効果、今後見込まれる効果 ニート等の若年者に、「働く」意義を見いださせ、職業的自立が達成される。</p>
効率性の評価
<p>①手段の適正性 地域の既存資源を有効に活用し、若年者支援を実施していく取組を全国的に定着させるため、国の限定的モデル事業として実施し、その事業主体は地域の民間団体を活用することにしており、政策効果を見つつ全国に事業を拡大させていくものであり、政策効果を最大限に発現させる手法として適切である。</p> <p>②費用と効果の関係に関する評価 ノウハウのある民間団体を事業実施主体として活用し、また地域の既存の若年者支援方策を連携させ活用していくことから少ない費用で効果を全国に波及させるものであり、事業は効率的、効果的に実施することが可能である。</p>

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）
<p>ニート等の職業的自立支援の意識が希薄な若年者に対して数々の啓発機会を付与 → 個々の若年者職業意識の啓発 → 各人の就労へ向けた取組の促進 → ニート等の若年者職業的自立</p>
有効性の評価
<p>平成18年度から開始した地域若者サポートステーション事業の利用実績は、全国の延べ来所者数が18年度は35,179人、19年度は144,171人、20年度は202,112人と、順調に実績を伸ばしており、幅広いニート等の若者への支援機会の提供という観点から、一定の成果が上がっていると評価できる。</p> <p>さらに、地域若者サポートステーションの利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合も18年度26.2%、19年度26.8%、20年度27.6%（20年4月～11月登録者実績）と、順次、実績を伸ばしていることから、若者の職業的自立支援のために有効であると評価できる。今後は、「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料）において定められた「2010年度までに進路決定割合30%」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。</p> <p>こうした現状も踏まえ、各地域における若者の職業的自立支援を一層活性化させる観点から、平成21年度においては、①設置拠点を全国77か所から92か所に拡充するとともに、②自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、ニート等の若者やその保護者等に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を創設（全国20か所）、③さらに、相談支援体制の充実、若者支援機関に係る情報の整備、支援対象年齢を30代後半まで拡大するなど、本事業全般の拡充・強化を図ることとしている。</p>
事後評価において特に留意が必要な事項
特になし

(2) 効率性の評価

効率性の評価
<p>若者の職業的自立支援に関してノウハウのあるNPO法人等の民間団体を事業実施主体として活用し（国から民間団体への委託事業として実施）、また地域の既存の若者自立</p>

支援機関からなるネットワークを構築し、これを通じて若者の職業的自立を支援することから効率的であると評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

- (1) 有・無
(2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有・無
(2) 具体的内容

ニート等の若者に対する支援の必要性については、「経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)」において、当面の最優先課題として、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化することとされているほか、安心社会実現の道筋の安心再構築局面(2009年度～2011年度頃)において、「国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施」を行うなど、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行うことと記述されている。

また、「安心活力の実現に向けた雇用対策」(21年5月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)において、景気回復期を見据えた中長期的な雇用対策として「ニート、高校中退者等の職業的自立支援のネットワーク強化等に向けた地域若者サポートステーション事業の充実」が位置付けられるとともに、「新雇用戦略」(20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)や「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(20年7月29日政府発表)では、地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等の若者への支援を強化するなど、2010年度までの3年間を「集中重点期間」として、ニート等の若者の自立支援の充実に取り組むこととされている。

③審議会の指摘

- (1) 有・無
(2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無
(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無
(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無
(2) 具体的内容

⑦その他